

ご報告

治験依頼者（X株式会社）の開発業務受託機関（Y株式会社）から、同社の職員が休暇中の外出の際に、当センターの治験情報を含む業務用ノートパソコンを紛失したという報告を受けました。

報告によれば、その業務用パソコンは本年4月8日に紛失され、本日の時点でまだ発見されておりませんが、紛失されたパソコンには当センターの患者さん個人を特定できる情報は含まれておらず、またパソコンの格納データを暗号化するなどの情報漏えいのリスク低減策がとられているとのことです。

当センターとしては、ひとつ間違えれば個人情報の漏えいにつながりかねない今回のような紛失が二度と起きないように、両社に対して、業務用パソコンの持ち出し禁止などを含む再発防止策と、それでも紛失が起きてしまった場合に適切に対応するための手順を徹底するよう強く要請し、その誓約書の提出を求めました。

また、当センターでは、個人情報を保護することについては重要な責務として認識し、職員に対して、従来から個人情報の取り扱いに細心の注意を払うよう促しております。今後も引き続き、個人情報の保護の重要性についての職員教育を徹底してまいります。

平成23年7月6日
国立がん研究センター理事長
嘉山 孝正